

(様式第1号)(第4条関係)

令和 年 月 日

飯 山 市 長 様

「空き家バンク」(再)登録申込書

住 所

氏 名

印

このことについて、飯山市空き家情報登録制度要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申し込みます。

- 1 契約交渉に関わる全てについて、(社)長野県宅地建物取引業協会長野支部へ仲介を依頼します。
併せて、(社)長野県宅地建物取引業協会長野支部への情報提供を承諾いたします。
- 2 登録内容は、別紙「空き家バンク」登録カード(様式第2号)記載のとおりです。

- 注(1) 飯山市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。仲介は、(社)長野県宅地建物取引業協会長野支部(以下「宅建協会」という。)が行います。なお、この場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
- (2) 飯山市個人情報保護条例(平成14年飯山市条例第33号)の規定の趣旨に基づき申し込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。